

## 環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

047	南足柄都市計画工業団地造成事業南足柄東部工業団地造成事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
大気汚染（低硫黄分の燃料の使用及び低NOxバーナーの採用等について）	<p>現段階では、立地企業の種類、内容が未定であるため、進出企業がボイラーを設置し、燃料としてA重油を使用するものとして、予測評価を行い、その結果、硫黄酸化物、窒素酸化物のいずれも環境基準を満足していることから、周辺の大気汚染に著しい影響を及ぼすことはないとしているが、実施区域周辺の環境や将来の土地利用を踏まえ、立地企業に対してより低硫黄分の燃料の使用、低NOxバーナー等の使用等について指導すること。</p>	<p>事業実施予定者は、企業の募集、選定時に大気汚染防止の観点から南足柄市との環境安全協定を締結することを条件として指導するとともに、建設計画の承認時において、その内容を確認する。また、南足柄市は、A重油よりも硫黄分の低い燃料を使用し、低NOxバーナー等の低NOx燃料技術を採用することを内容とする協定を、各立地企業との間に締結し、指導を行う。</p>
騒音（立地企業に対する十分な騒音低減対策の実施について）	<p>実施区域の西側及び南側は将来的に住宅地としての土地利用が予定されているので、造成後に立地する企業の工場騒音の影響が極力実施区域外に及ばないようにするため、立地企業に対して、十分な騒音低減対策を実施することを指導すること。</p>	<p>工場騒音の予測結果は、環境基準以下であり、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないと評価したが、将来とも良好な環境を維持していくため、実施予定者及び南足柄市は、企業の建設計画等をもとに騒音の軽減を図るよう指導を行い、さらに、分譲後においては、敷地境界での音量について、予測結果を担保する内容の環境安全協定を、各立地企業との間に締結し、指導を行う。</p>
廃棄物（廃棄物の再利用、減量化を盛り込んだ公害防止協定等の締結について）	<p>近年、廃棄物問題は、大きな社会問題となっていることもあり、発生する廃棄物を極力低減させるため、立地企業に対して廃棄物の再利用や減量化を盛り込んだ公害防止協定等を南足柄市と締結するよう指導するとともに、その遵守に努めさせること。</p>	<p>事業計画予定者は、企業選定段階において、応募企業が提出する廃棄物の処理計画によりその内容を把握し、廃棄物の減量化、再資源化について指導を行う。 また、南足柄市は、リサイクル等による減量化、再資源化を図ることを内容とする環境安全協定等を締結し、指導を行うとともに、工場団地内における廃棄物の効率的な処理を実現するための組織的な対応方法について検討を進める。</p>
植物・動物（周辺環境に配慮した緑化計画策定について）	<p>実施区域の西側及び南側は、将来住宅地となることが予定されているところであり、周辺地域に対する影響を和らげるため、立地企業に対して、緑化計画にあたっては工場用地外周に極力広く緩衝緑地を確保するよう指導すること。また、この地域一帯はかながわ探鳥地50選に選定されている地域でもあり、実施区域に計画される公園の整備に当たっては、樹木を主体とした緑地空間や水辺を確保するとともに、これらの鳥類に配慮した植栽について検討すること。</p>	<p>工場用地の緑地については、南足柄市は、工場用地の周囲に、滞在自然植生等に配慮し、10m程度の幅広い緩衝緑地を設けることを内容とする環境保全協定を、各立地企業との間に締結し、指導を行う。また、実施区域内に設置する公園については、潜在自然植生であるタブ等の常緑樹を主とした緩衝空間を設けるとともに、落葉樹、食餌木等を各ゾーンごとに適宜配置することにより、野鳥や小動物等にも配慮したみどりの質の高い公園とする。また、公園内には野鳥等が利用できる水辺の空間を設けるとともに、調整池については、アシ原等の自然植生域として利用して、可能なかぎり自然に近い状態となるように配慮する。</p>
景観（建設される建築物と景観への配慮について）	<p>足柄平野からの景観は、その周囲に連なる箱根山地、丹沢山地、大磯丘陵などが展開するパノラマ的景観を呈しており、特に富士山、箱根山地など優れた景観を背景に持つ実施区域東側からの眺望について、建設される建築物が山並みのスカイラインを切るなど影響を及ぼすことも考えられるため、建築物の高さや色彩などについて検討を行い、その結果を踏まえて立地企業に対して指導すること。 また、電線類の地中化を含め、実施区域の景観の向上を図る方策について検討すること。</p>	<p>各区画の具体的な建築計画は、土地分譲後、各立地企業が作成することになるが、事業実施予定者は、眺望保全を前提とした企業募集を行うとともに、建設計画の承認時等において、建物高さの上限が30m程度となるよう指導・確認する。 また、電線類の地中化については、事業実施予定者は、企業募集の段階で応募企業に対し協力の要請を行い、分譲後においては、南足柄市が中心となり、事業実施予定者、電線管理者、道路管理者及び各企業等関係者との調整を図り、地中化実現のための検討を進める。</p>